

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成26年10月10日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、愛知県いじめ問題対策委員会の設置に伴い、規定を整備する必要があるからである。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正の概要

1 改正の理由

「愛知県いじめ問題対策委員会及び愛知県いじめ問題調査委員会条例」の制定により、愛知県いじめ問題対策委員会を設置することに伴い、高等学校教育課の分掌事務として規定するもの。

2 改正の内容

愛知県教育委員会事務局組織規則第六条第五項に「十一 いじめ問題対策委員会に関すること」を加える。

3 施行期日

平成26年11月1日

(案)

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項に次の一号を加える。

十一 いじめ問題対策委員会に関すること。

附 則

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

新

(学習教育部に属する課)

第六条 1～4 略

5 高等学校教育課においては、次の事務をつかさどる。

一～十 略

十一 いじめ問題対策委員会に関すること。

6 以下 略

旧

(学習教育部に属する課)

第六条 1～4 略

5 同上

一～十 略

6 以下 略